

## 広川町公告

国際理解教育事業業務委託公募型プロポーザルの手続を以下のとおり開始しますので公告します。

令和3年4月21日

広川町長 渡邊 元喜

### (1) 業務の概要

業務名	国際理解教育事業業務（以下「本業務」という。）
業務の内容	別紙「国際理解教育事業業務委託仕様書」のとおり
業務期間	契約締結日から令和4年3月25日まで

### (2) 参加資格要件

本プロポーザルに参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていること。

- ① 法人格を有していること。
- ② 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの期間に国際理解教育に関する業務を実施した実績を有する者であること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ④ 令和2・3年度広川町競争入札参加資格者名簿に登録されていること。
- ⑤ 広川町指名停止等措置要綱（平成25年広川町要綱）の規定に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。（更生計画の認可が決定した場合、又は再生計画の認可決定が確定した場合を除く。）
- ⑦ 参加者又は参加者の役員等（役員としては登記又は提出されていないが実質上経営に関与している者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又はそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

### (3) 選定条件

参加表明書の提出後に、(2)参加資格要件を満たすかの確認を行い、参加資格要件を満たした者は、企画提案書等の書類審査を実施する。

(4) スケジュール

項 目	日 程 等
① 実施の公表	令和3年4月21日(水)
② 質疑の受付期間	令和3年4月21日(水)～4月28日(水) 17時必着
③ 質疑最終回答期限	令和3年5月7日(金) 予定
④ 参加表明書の提出期間	令和3年4月21日(水)～5月11日(火) 17時必着
⑤ 参加資格審査結果通知	令和3年5月13日(木)
⑥ 企画提案書の提出期間	令和3年5月14日(金)～5月31日(月) 17時必着
⑦ 辞退届の提出期限	令和3年5月31日(月) 17時必着
⑧ 企画提案書類審査	令和3年6月初旬 予定
⑨ 選定結果の通知・公表	令和3年6月中旬 予定
⑩ 契約締結日	令和3年6月下旬 予定

(5) プロポーザル方式等の実施概要及び実施要領について

①実施要領等の配布

実施要領等は、福岡県広川町公式ホームページからダウンロードすること。

②受託候補者の選定について

企画提案書等を審査委員会により審査する。審査は、100点を満点とし、選考委員の採点により、最優秀提案者及び次点提案者を選定し、最優秀提案者を受託候補者として、随意契約の方法で契約を締結する。ただし、全選考委員の平均得点が60点に満たない場合は、要求水準を満たしていないとみなして、受託候補者として選定しない。

③その他

本プロポーザルに関する詳細は、「国際理解教育事業業務に関するプロポーザル実施要領」による。

(6) 問い合わせ

広川町役場 協働推進課 まちづくり係

〒834-0115 福岡県八女郡広川町大字新代 1804 番地 1

電話：0943-32-1196

FAX：0943-32-4287

メールアドレス：matidukuri@town.hirokawa.lg.jp